

# 室蘭市避難行動要支援者プラン

平成 26 年 12 月  
室蘭市

## 目 次

<b>第 1 章 基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 章 避難行動要支援者名簿の作成等</b> .....	<b>2</b>
1 要配慮者の把握 .....	2
( 1 ) 市内部での情報の集約 .....	2
( 2 ) 北海道からの情報の取得 .....	2
2 避難行動要支援者名簿の作成 .....	2
( 1 ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のものとする .....	2
( 2 ) 避難行動要支援者名簿の記載事項 .....	3
3 避難行動要支援者名簿の更新 .....	3
( 1 ) 避難行動要支援者名簿の更新 .....	3
( 2 ) 避難行動要支援者情報の共有 .....	3
4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 .....	4
( 1 ) 避難支援等関係者となるもの .....	4
( 2 ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 .....	4
( 3 ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 .....	5
<b>第 3 章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用</b> .....	<b>6</b>
1 避難のための情報伝達 .....	6
( 1 ) 避難準備情報等の発令・伝達 .....	6
( 2 ) 多様な手段の活用による情報伝達 .....	6
2 避難行動要支援者の避難支援 .....	6
( 1 ) 避難行動要支援者の避難支援 .....	6
( 2 ) 避難支援等関係者の安全確保の措置 .....	7
( 3 ) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であったものへの避難支援 .....	7

( 4 )	不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先.....	7
3	避難行動要支援者の安否確認の実施 .....	7
4	避難場所・避難路.....	7
( 1 )	避難場所.....	7
( 2 )	避難路 .....	8
5	避難場所以降の避難行動要支援者への対応.....	8
( 1 )	避難行動要支援者の引継ぎ.....	8
( 2 )	避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送 .....	8
<b>第4章</b>	<b>個別計画の策定 .....</b>	<b>9</b>
1	避難支援等関係者と連携した個別計画の策定 .....	9
2	具体的な支援方法に関する調整 .....	9
3	避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング .....	9
4	避難行動要支援者の個人情報に対する配慮.....	10
<b>第5章</b>	<b>避難行動支援に係る共助力の向上 .....</b>	<b>11</b>
1	避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置 .....	11
2	要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施.....	11
( 1 )	要配慮者への研修等 .....	11
( 2 )	避難支援者等関係者の研修.....	11
3	避難行動支援に係る地域づくり .....	12
4	民間団体等との連携 .....	12
5	防災訓練 .....	13

# 第 1 章 基本的な考え方

災害時要援護者対策については、市はこれまで国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月)に基づき「室蘭市災害時要援護者支援プラン」(平成 22 年 3 月)を作成し取り組みを進めてきたところです。

平成 23 年発生した東日本大震災においては、多くの高齢者などが犠牲となるとともに、支援者となる消防団員なども多数犠牲となっています。

こうした教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法においては、避難行動要支援者名簿を活用した実行性のある避難支援がなされるよう市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務付けるなど強化が図られました。

要介護者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。

このことから、本計画は、災害時における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難支援に係る関係機関の役割、市及び地域等における平常時と災害時等の支援体制を定めることを目的に策定いたしました。

なお、本計画の策定に伴い「室蘭市災害時要援護者支援プラン」(平成 22 年 3 月)は廃止いたします。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

### 1 要配慮者の把握

#### (1) 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり避難行動要支援者に該当するものを把握するために関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。

#### (2) 北海道からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握できない情報に関しては北海道の関係機関より必要な情報の取得に努めるものとする。

### 2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを「避難行動要支援者」とし生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。

#### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のものとする。

介護保険における要介護認定3以上

身体障害者手帳2級以上

療育手帳A

精神障害者保健福祉手帳1級

難病患者

町内会・民生委員など避難支援等関係者となるものが支援の必要を認めた者

その他市長が認めたもの。

施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者(一時的に入所、

入院しているものを含む)とする。

( 2 ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所または現居住地
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

( 1 ) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は次のとおり避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

新たに市に転入してきた要介護者、障がい者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所には限定されない。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

( 2 ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市の関係機関及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

#### 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難支援等関係者（災害発生時に避難支援等に携わる関係者）に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

ただし、本人の同意が得られていない場合は、提供しないものとする。

なお、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者に避難行動要支援者名簿を提供する。

##### （１） 避難支援等関係者となるもの

- 消防機関
- 警察機関
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会
- 町内会・自治会・自主防災組織
- 事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる関係団体

##### （２） 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するため、市は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などにより趣旨や内容を説明し平常時からの名簿情報の提供について同意を得るよう働きかける。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者等から同意を得ることで名簿情報の外部提供を行うこととする。

( 3 ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は名簿情報の提供の際は、次のとおり名簿情報の漏えい防止のための措置を行う。  
避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

市の一地区の町内会・自治会に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど無用に共有、利用しない。

避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。

避難支援等関係者に対し旋錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

避難支援等関係者に対し受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱うものを限定するよう指導する。

避難支援等関係者に対しては必要に応じ、名簿情報の取り扱い状況を報告させる。

避難支援等関係者に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。



# 第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

## 1 避難のための情報伝達

### (1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、避難準備情報、避難勧告、避難指示など、災害時において適時適切に発令する。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。

高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する

高齢者に合った、必要な情報を流す。

### (2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話を活用した緊急速報メールの活用や地域 FM 局との連携など、多様な情報手段を確保する。

## 2 避難行動要支援者の避難支援

### (1) 避難支援等関係者への依頼事項

避難支援等関係者は、把握する地域等にいる要支援者に対し、声掛けや見守りを通じて要支援者との信頼関係を保つよう努める。

また、日頃の活動の範囲で地域の避難支援等関係者が互いに連携・協力を図りながら実施するよう努めるものとする。

## (2) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援については避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。

市は避難行動要支援者に対し避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。

## (3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であったものへの避難支援

市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のロードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求める。

## (4) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都府県警察からの応援部隊など、他の地域からの避難支援等の支援が受けられる場合は、それらのものにも名簿を提供する。また、平常時から民間企業などとも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

なお、それらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の破棄・返却等、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

## 3 避難行動要支援者の安否確認の実施

安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう、福祉事業者、障害者団体、民間企業や団体等と災害発生前に協定を締結する。

## 4 避難場所・避難路

### (1) 避難場所

災害時等により避難が必要な場合、避難支援関係者は、避難行動要支援者を市が指定し

た避難場所、広場や地域の会館など一時的に安全な場所へ避難させる。

避難場所は、可能な限り避難行動要支援者に配慮したスペースを確保するよう努めるとともに、必要に応じ福祉避難所への移送も検討する。

なお、避難場所は災害の種類や状況により使用できない場合があることも留意する。(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、地震による建築物の倒壊)

## (2) 避難経路

避難経路の検討にあたっては事前にハザードマップなどにより危険箇所を把握し、車いす・担架などの移動手段や所要時間も考慮し、安全で効率的な経路を通り避難する。

## 5 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

### (1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所などにおいて、避難場所等の責任者に適切に引き継がれるよう引継ぎを行う。また、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引き継ぐよう努める。

### (2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送業者と協定を締結するよう努める。

## 第4章 個別計画の策定

### 1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市は、町内会・自治会・自主防災組織や民生委員等の協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実行性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていく。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打ち合わせよう、避難支援等関係者に協力を求める。

### 2 具体的な支援方法に関する調整

市や町内会・自治会や自主防災会、民生委員等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打ち合わせ、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録すること。

- 発災時に避難支援を行う者
- 避難支援を行うに当たっての留意点
- 避難支援の方法や避難場所、避難経路
- 本人が不在で連絡が取れない時の対応

### 3 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、市又は市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者が連携し調整を行う。

その際、避難支援等の実行性を高める観点から以下の点を考慮すること。

- 一人一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補

完し合いながら避難支援にあたること。

- 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。

#### **4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮**

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明する。

## 第5章 避難行動支援に係る共助力の向上

### 1 避難行動支援者連絡会議(仮称)の設置

避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援者連絡会議（仮称）の構成に当たっては、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局も参加した横断的な組織で構成する。

また、避難支援体制の整備に関する取組をすすめていくに当たっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていく。

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討やそれに沿った役割分担を検討し、平時から決定しておく。

### 2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

#### (1) 要配慮者への研修等

市は要介護者、障害者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、下記の事項について研修等を通じて促すよう努める。

- 避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- 障害者団体や福祉関係者等との関係作り
- 家具の固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- 地域の防災訓練等への参加
- 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3箇所程度決める

#### (2) 避難支援者等関係者の研修

市は地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守るとともに協力してもらえぬ人材を育成するよう下記の事項の研修等を実施することに努める。

- 町内会・自治会・自主防災組織等の防災関係者に対する、要介護者や障害者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- 個人情報の漏えいを防止するための研修

### 3 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や町内会・自治会・自主防災組織、民生委員等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていく。

その際、防災に直接する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりに努める。

### 4 民間団体等との連携

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他のものに提供できるとしている。

このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障害者団体、民間の企業などの力をかりることも有効な方策の一つであることから、市は地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図るよう努める。

## 5 防災訓練

防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両方の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておく。

避難行動要支援者名簿を活用したり、障害者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充する。

また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

さらに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人一人の防災意識を高める。

市は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、町内会・自治会・自主防災組織、民生委員、消防団、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施するよう努めるものとする

### 《訓練例》

- 避難準備情報等の発令や伝達
- 避難場所への避難行動支援
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- 発災直後の安否確認
- 避難場所からの避難所等への運送